申込みはお済みですか？（容器包装のリサイクル）

～令和9年度の再商品化委託申込受付中～

申込期間：令和8年12月7日（月）～令和9年2月15日（月）

容器包装リサイクル法（以下「法」という。主務省庁：環境省・経済産業省・財務省（国税庁）・厚生労働省・農林水産省 ）により、

- ●食品、清涼飲料、酒類、石けん、塗料、医薬品、化粧品等の製造事業者
- ●小売・卸売業者
- ●びん、PETボトル、紙箱、袋などの製造事業者
- ●輸入事業者（容器や包装が付いた商品の輸入等）
- ●テイクアウトができる飲食店・通販業者など





上記、「容器」「包装」を使って商品を売ったり、「容器」をつくっている事業者は、再商品化（リサイクル）の義務を負う可能性があります（但し、小規模事業者は除きます）。

※**【再商品化（リサイクル）の義務】を負う特定事業者**に該当するか否かは、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会コールセンターにご相談ください。

なお、「特定事業者」でありながら、再商品化義務を履行していない場合は、平成12年4月の「法」の完全施行時まで遡及して義務を履行していただく（再商品化委託申込を行っていただく）必要がありますのでご注意ください。

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会のホームページ（https://www.jcpra.or.jp 、“リサイクル協会”で検索)では、再商品化委託申込に関する下記の情報を掲載しています。

- ・特定事業者に該当するかどうかHP上でご確認いただけます **「特定事業者の再商品化（リサイクル）義務判断チャート」**
- ・判断に迷ったら、、、具体例を紹介しています **「Q & A集」**
- ・再商品化義務を履行した事業者を掲載 **「再商品化義務履行者リスト 」**
- ・再商品化実施委託料金及び拠出委託料金を算出できます(当年度・過年度)

その他にも役立つ情報を掲載しています。

○○商工会＜所在地・電話番号等を記載してください＞

●法律の概要、特定事業者の判断、遡及申込等に関する相談は、
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会　コールセンター　　TEL：03－5251－4870

●委託申込関係書類の請求は、
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会　オペレーションセンター
TEL：03-5610-6261　　FAX：03-5610-6245

「容器」や「包装」を使って商品を売ったり、
「容器」をつくっているみなさんへ

あなたの役割 果たしていますか？

容器包装リサイクル法

一部でも関わっている事業は？

容器・包装を利用する中身製造事業者



●食品、清涼飲料、酒類、石けん、塗料、医薬品、化粧品などの製造事業者

容器の製造事業者



●ガラスびん、PETボトル、紙箱、袋などの製造事業者

小売・卸売事業者



●商品を販売する際に容器や包装を利用する事業者

輸入事業者



●容器の輸入、容器や包装が付いた商品の輸入、輸入後に容器や包装を付ける場合、など

学校法人、宗教法人、テイクアウトができる飲食店など



↓ はい

事業規模は？

製造業等	売上高	2億4,000万円超	または 従業員	21人以上
商業、サービス業	売上高	7,000万円超	または 従業員	6人以上

↓ はい

容器包装の素材は？ ガラスびん　PETボトル　紙　プラスチック

↓ はい

［リサイクル（再商品化）の義務］を負う可能性があります

↓ はい

最寄りの商工会議所・商工会へお問い合わせ・お申し込みください